



国保の届け出はお済みですか？

国保（国民健康保険）は、いざというときの病気やケガに備えて加入者が保険税を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

国保に加入するとき、やめるとき、また家族に異動があったときなどは、必ず届け出を出してください。

こんなときは**14日**以内に届け出を！

①国保に加入するのはこんなとき

	手続きに必要なもの
他市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書、印鑑
職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書、または離職証明書などの退職が確認できるもの、印鑑
家族の健康保険の被扶養者からはずれたとき	資格喪失証明書、または被扶養者からはずれた証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
外国人が入るとき	外国人登録証明書

②国保を脱退するのはこんなとき

	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と加入した健康保険の両方の保険証、印鑑
家族の健康保険の被扶養者になったとき	国保と加入した健康保険の両方の保険証、印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑
外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書

③こんなときも届け出が必要です

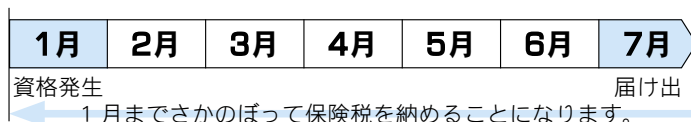
	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印鑑
修学のため、他の市町村に住所を移したとき	保険証、在学（園）証明書、印鑑
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの（使えなくなった保険証、運転免許証など）、印鑑
退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書、印鑑
退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印鑑

届け出が遅れると……こうなります

加入の届け出 が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めなければならなくなります。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

●1月に資格が発生して、届け出を7月に行った場合



脱退の届け出 が遅れると…

●保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう人がいます。この場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくことになります。

●新たに加入した職場の健康保険などと国保の両方に保険税を二重に納めてしまうことがあります。